

項、第二十三条第三項及び第二十四条第五項関係）

第八 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正

一 移行農林共済年金について、第三の三及び五の２に準じた改正を行うこと。（附則第十六条第四項及び第十三項関係）

二 その他所要の改正を行うこと。

第九 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）の一部改正

一 三十歳未満の国民年金第一号被保険者等であつて本人及び配偶者の所得が一定以下であるものに係る国民年金の保険料の免除の特例を五年間延長し、令和十七年六月までとすること。（附則第十九条第二

項関係）

二 その他所要の改正を行うこと。

第十 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正

一 被用者保険の適用拡大

1 特定適用事業所以外の適用事業所（国又は地方公共団体の適用事業所を除く。）に使用される特定四分の三未満短時間労働者を厚生年金保険及び健康保険の被保険者とし、ない取扱いについて、令和十七年九月三十日までの間の措置とすること。（附則第十七条及び第四十六条関係）

2 1の取扱いについては段階的に縮小することとし、短時間労働者を適用対象とすべき特定適用事業所の範囲について、事業主が同一である一又は二以上の適用事業所であつて、令和九年十月一日から令和十一年九月三十日までは当該一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者の総数が常時三十五人を超えるものとし、令和十一年十月一日から令和十四年九月三十日までは当該総数が常時二十人を超えるものとし、令和十四年十月一日から令和十七年九月三十日までは当該総数が常時十人を超えるものとする。こと。（附則第十七条の三の二及び第四十六条の二関係）

二 その他所要の改正を行うこと。

第十一 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正

一 第三の五の1及び六の3の改正に伴う所要の改正を行うこと。（附則第二十一条及び第三十五条第一